

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ家電等マーケットモデル事業)Q&A

	質問	回答
全般	Q. 1 交付決定はいつ頃になりますか。	平成30年6月1日以降を予定しています。
	Q. 2 本補助事業の総予算はいくらですか。	予算総額は約9億円です。
	Q. 3 採択先の公表はありますか。	採択件数のみ環境イノベーション情報機構のウェブサイトで公表する予定です。
	Q. 4 補助金の採択基準や評価ポイントはありますか。	審査基準は審査委員会にて決定されます。 参考:公募要領「審査のポイント」をご覧ください。
	Q. 5 5つ星省エネ家電を調べるにはどうしたらよろしいですか。	5つ星省エネ家電は、省エネ型製品情報サイト( <a href="http://seihinjyoho.go.jp/">http://seihinjyoho.go.jp/</a> )または、経済産業省 資源エネルギー庁が発行する省エネ性能能力タログの最新版( <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/more/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/more/</a> )をご確認ください。省エネ基準達成率がエアコン121%以上、冷蔵庫100%以上の製品は、5つ星省エネ家電になります。
	Q. 6 補助対象の範囲はどこまでですか。	公募要領「1. 事業の目的と補助事業の内容について」をご覧ください。
	Q. 7 補助対象経費の下限額はありますか。	下限は設けていません。
	Q. 8 「COOL CHOICE」への賛同は必要ですか。	本事業は、国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)の一環として行われているため、「COOL CHOICE」にご賛同いただくことが要件になっていたら必要があります。COOL CHOICE公式サイトにおいて賛同ができます。 ( <a href="http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/">http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/</a> )
	Q. 9 本事業の事業者区分において、「中小小売店」「その他の事業者」「インターネット・ショッピングモール事業者」に区分されていますが、「中小小売店」の定義を教えてください。	本事業で区分している「中小小売店」とは、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)で規定されている中小企業者であって、業種分類で「小売業者」を対象としています。 《資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの》(中小企業基本法第2条第1項第四号)
	Q. 10 補助金の交付決定前に実施した事業は補助対象になりますか。	補助金の交付決定日以降のものが補助対象となりますので、決定日前に実施されたものは補助対象になりません。
①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業	Q. 1 本事業の対象に、販売店への卸しは含まれますか。	含まれません。
	Q. 2 フランチャイズ店(加盟店)の売り上げを直営店とまとめて応募申請することは可能ですか。	応募申請は、法人または個人事業主単位となります。 フランチャイズ店(加盟店)の場合は、各店舗ごとの申請としてください。
	Q. 3 公募要領・別添1「平成__年5月10日～12月31日の『エアコン』の販売一覧」及び別添2「平成__年5月10日～12月31日の『冷蔵庫』の販売一覧」の作成方法について教えてください。	別添1及び別添2の様式に沿って作成・記載ください。 ただし、必要な情報が記載されていれば、管理台帳や販売台帳の写しなどをもって代えることが可能です。 記載した内容の根拠書類を応募申請書に添付する必要はありませんが、事業期間中における中間検査や会計検査において確認される可能性がありますので、根拠となる書類は、事業実施年度を含む5年間、確実に保管するようお願いします。
	Q. 4 前年度の売り上げ台数は、実店舗とインターネット通信販売の売り上げの合算として考えればよろしいですか。	実店舗とインターネット通信販売の売り上げを合算してください。 公募要領・別添1「平成__年5月10日～12月31日の『エアコン』の販売一覧」及び別添2「平成__年5月10日～12月31日の『冷蔵庫』の販売一覧」の「インターネット通販情報」の欄に、区分の記載をお願いします。
	Q. 5 公募要領・別添1「平成__年5月10日～12月31日の『エアコン』の販売一覧」及び別添2「平成__年5月10日～12月31日の『冷蔵庫』の販売一覧」に記載しなければならない家電の範囲を教えてください。	省エネ法の基づく特定機器のうち、エアコンディショナーおよび電気冷蔵庫で家庭用の機器が対象となります。 対象外としては、エアコン:スポットエアコン、ウインドエアコンなど、冷蔵庫:ペルチェ式、吸収式、ワインセラーなどとなっております。
	Q. 6 応募申請書・別紙2「省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳」において、算定途中で上限額5,000万円を超えた場合、販売数量目標値を下げて5,000万円に収まるように記入しなければなりませんか。	5,000万円を上回る金額で応募申請いただくことを拒むものではありませんが、採択額は5,000万円が上限となります。なお、③「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業は上限額1,000万円で、5,000万円の内数となります。
	Q. 7 対象期間中に販売した5つ星省エネ家電のリサイクル券の写しは、完了実績報告書に必ず添付しなければいけませんか。	完了実績報告書には、対象期間中に販売した5つ星省エネ家電のうち、家電リサイクル券の写し、又は家電リサイクル券センター公式サイトの取扱店システムにより事業者が抽出・印刷可能な引取券照会一覧を添付する必要があります。なお、家電リサイクル券は、引取印が押印されたものを添付してください。
	Q. 8 繼続事業者(平成29年度事業を実施し完了報告書を提出した事業者)は、販売数量基準値の算出年度を平成28年と平成29年度のどちらを使用しますか。	継続事業者は、原則として平成28年度の販売実績を販売数量基準値の算出年度としてください。平成29年度の販売実績を使用できるのは、どうしても平成28年度の販売実績が提出できない理由がある場合に限ります。
	Q. 9 実績によりがたい場合の率(エアコン18%、冷蔵庫8%)を使って販売数量基準値の算出をしてよいでしょうか?	応募において、5つ星の販売台数がわからない場合は実績によりがたい率を使っていただいて結構です。ただし、事務局において9月28日までに提出いただく販売実績一覧を精査し、実際の販売台数に基づいて販売数量基準値の確認(見直し)を行います。
②5つ星省エネ家電とLED照明器具を組み合わせた買換促進事業	Q. 1 「工事が伴う」とは具体的にどういったことを指しているのでしょうか。	工事が伴うLED照明器具としては、玄関灯や壁面灯などの外灯を想定しています(電球だけを交換する場合は本事業の対象外となります)。 なお、LEDシーリングライトは工事を伴わなくても対象となります。
	Q. 2 完了実績報告書の提出時には、どのような証拠書類が必要でしょうか。	完了実績報告書には、組み合わせて販売したことが証明可能な販売記録(証明が可能な売上伝票または納品書等の写し)の添付が必要です。 具体的には、5つ星省エネ家電とLED照明器具と(シーリングライトでない場合は)工事をしたことが一枚の紙に記載された売上伝票または納品書の写しが必要になります。
	Q. 3 エアコンと冷蔵庫を同時に販売し、LEDをセット販売した場合、どちらの製品にセット販売としてカウントするのでしょうか。	どちらでも結構です。ただし、両方にカウントすることはできません。なお、買換えが確認された5つ星家電とセット販売されたものになります。